

議案第195号

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、大橋音楽・演劇練習場の移転に伴い、その名称及び位置を改めるとともに、施設の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例

福岡市音楽・演劇練習場条例（平成3年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条の表福岡市大橋音楽・演劇練習場の項を次のように改める。

福岡市塩原音楽・演劇練習場	福岡市南区塩原二丁目
---------------	------------

第2条第3号中「福岡市大橋音楽・演劇練習場」を「福岡市塩原音楽・演劇練習場」に改める。

別表第1 福岡市大橋音楽・演劇練習場の部を削る。

別表第2中

区 分												
福岡市 千早音 楽・演 劇練習 場	大 練 習 室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	を
		5,500	5,700	5,700	10,000	10,700	15,700	10,900	19,800	15,000	24,200	
	中 練 習 室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300	
	小 練 習 室 1 から 4 まで	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700	

区 分		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
福岡市 塩原音 楽・演 劇練習 場	大 練 習 室	5,500	5,700	5,700	10,000	10,700	15,700	10,900	19,800	15,000	24,200
	中 練 習 室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
	小 練 習 室 1 から 3 まで	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700
	小 練 習 室 4	1,100	1,100	1,100	2,000	2,100	3,100	2,100	3,900	3,000	4,800
福岡市 千早音 楽・演 劇練習 場	大 練 習 室	5,500	5,700	5,700	10,000	10,700	15,700	10,900	19,800	15,000	24,200
	中 練 習 室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
	小 練 習 室 1 から 4 まで	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700

に

改める。

別表第3 福岡市大橋音楽・演劇練習場の部を次のように改める。

福岡市塩原音楽・ 演劇練習場	楽 器 庫 1 及び 2	1 日	220
	大 道 具 室	1 日	770

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(施行日前における利用の許可等)
- 2 前項の規定に基づく規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、同日以後の福岡市塩原音楽・演劇練習場の施設の利用について、この条例による改正後の福岡市音楽・演劇練習場条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。